

令和3年度 第2回 燕市行政改革推進委員会

【日 時】令和3年11月11日（木）午後2時30分～4時

【場 所】燕市役所4階 委員会室

【出席者】委 員 会長 田村 秀、池田 弘、伊皆桂子、亀倉党馬、戸塚健一、
仲村厚子、山村則子（敬称略）

事務局 企画財政部部長 春木直幸
企画財政課課長 榎 新二
同副主幹 渡邊徳昭、同政策専門員 荒木 巧、
同主任 渡辺優輝
総務課課長 杉本俊哉、同参事 熊谷良紀、
同副参事 高宮 潤、同専門員 井島秀治

【欠席者】委 員 笹川俊作、深海一輝、細野美恵子（敬称略）

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議題

（1）燕市行政改革推進プラン令和3年度実施計画の取組状況について

会長：それでは、燕市行政改革推進プラン令和3年度実施計画の取組状況について、事務局より説明をお願いします。実施項目の数が多いことから、3つの基本方針ごとに説明、質疑応答を行いたいと思います。最初に基本方針1、「財政力の向上」から説明をお願いいたします。

（事務局から、「財政力の向上」に係る項目の説明）

事務局：基本方針1、「財政力の向上」の審議項目について、説明は以上になりますが、ここで、審議項目について本日欠席の委員より事前にご意見をいただいておりますので、ご紹介いたします。内容としましては、指定管理者制度に関しまして、個別の施設名を挙げていただき、施設運営において指定管理者が雇用する職員にシワ寄せがいており、財政面で良いかも知れないが市全体としてこれが良いのか、というものでした。本件に関しましては、事務局より既に施設所管課へ情報共有を行っており、また制度的に月1回、指定管理者と施設所管課との協議の場を設けておりますので、そのような場を活用するなど機会を捉えて状況確認と改善を図ってまいります。

会長：ただ今、「財政力の向上」の19項目のうち、審議項目6項目について説明がありました。これより質疑を行います。議事進行にあたり、委員の皆様にお願いがございます。3つの基本方針がありますが、ある程度時間の設定をそれぞれさせていただきたいと思っております。「財政力の向上」につきましては概ね25分程度までということをお願いしたいと思います。また、できるだけ多くの委員から意見をいただきたいと思いますので、時間内の円滑な審議のため、できるだけ質問事項のみ簡潔に行っていただくようお願いいたします。それでは、「財政力の向上」について質問などございましたら挙手をしてからご発言いただきたいと思います。

①委員：何年か前にジェネリック医薬品の件について、市の財政に対し具体的にどういった効果があるのか質問し、その際の回答から効果を理解したところです。市民に対して通知等を配付して勧奨を進めているとのことですが、もっとジェネリックが普及するためには、病気の関係で使用できない方以外には切り替えていただくよう医師の方へお願いすることが最も効果があるのではないかと思います。制度上の問題や国の方針、医師会との関係でできない、といったことがあるのでしょうか。

事務局：本事業については、医師会を通じてそれぞれの医師からもご協力をいただいて実施していると聞いております。ただ、これについては当然ながら強制力はありませんので、医師会と協力しながら、市としても足繁く普及を進めてくださいとお願いしていく必要があると考えております。

会長：個人的なことでは恐縮ですが、ジェネリックではない先発品を使い続ける医師もいらっしゃる一方で、私自身、自分からジェネリックを出す医師に変えたこともあります。ジェネリックにすることで相当薬代が変わりますので、医師の方からも考えていただくとともに、患者個人もそうした選択をしていくことで医療費が大きく変わっていくことが実感としてあります。ジェネリックでも基本的に問題ないということ、市としてもっと周知していく必要があるかもしれません。

②委員：ふるさと納税が昨年49億あり、県内でトップ、全国でも13位となったとのことですが、市独自のコロナ対策フェニックスイレブンへの活用やクラウドファンディングを活用した学校施設の改修といった、ふるさと納税の効果という部分が市民の方に実感として伝わっていない。他市と比べてこれだけの恩恵がある、というところが目に見えていないので、こういったことに使いましたなど、広報つばめ等を通じて市民に報告した方が良いのではないかと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。委員のおっしゃる通り、広報という面において、市民の方お一人おひとりにそれが伝わっているのかと問われますと、我々ももっと努力が必要と言わざるを得ない状況でございます。ただ、市のフェニックスイレブンについては機を捉えて広報つばめにてご説明させていただいたほか、フェニックスクーポンを発行する際には必ず広報つばめで周知と配布を行ったこともございます。今後も引き続きコロナ対策を実施していきますので、そう

した事業の財源を全国の皆様からのふるさと納税を通じてご協力をいただいていることを含めて、周知をさせていただきたいと考えております。

③委員：実施項目6、「指定管理者制度の導入と適正な運用」について、9月末時点の実施状況の中で、再選定する施設の小池公民館が非公募となった理由を教えてください。また、先ほどの事前質問にもありましたが、特定の場所で評判があまり良くないという話を聞いております。民間活力の活用ということで、指定管理者制度はどの市町村も導入していると思いますが、まずもって指定管理とは建物だけの施設管理と運営を行うのか、敷地も含めた管理と運営を行うのでしょうか。具体的に申し上げますと、燕図書館の駐車場で草が生い茂っている状態です。他の公民館等の施設では、利用料の減免を受けるため利用団体が草取りを行っています。図書館では利用料がないためそうした方法は難しいと思いますが、指定管理者の業務の範囲ということであれば、その点も含めて管理をしていただきたい。それから、指定管理者を公募しても希望がなかった場合は、現在の指定管理者にもう一度お願いの声掛けをするのか、その辺りの流れを教えてください。

事務局：まず1つ目の公募・非公募の関係ですが、まず基本的なルールから申し上げますと、原則としては公募であり、非公募にする場合は、合理的な理由がなければならぬこととなっております。公民館につきましては、地域の方々がメインで利用する施設であり、地域の雇用も創出する場であることから、地域の団体が地域のニーズを汲み取って運営することでサービス面でも良い、という地域振興、地域雇用の考えにより非公募とし、指定管理者選定等委員会で協議の上決定しております。次に2つ目、特定の施設での草の繁茂の件につきまして、ご意見いただいた状況につきまして、施設所管課に再度お伝えさせていただきます。また、施設の管理の範囲につきましては、施設ごとに異なる場合がございます。単独施設でしたら、通常は外構部分も含めて指定管理をお願いすることもございますし、施設の一部だけの管理という場合には、外構の部分が入らないことが原則でございます。図書館の件につきましては、いずれにしましても管理者がいる話ですので、そこはきちりと管理をしていただくようにしたいと思います。先ほど申し上げましたとおり、指定管理者と施設所管課との間で、月一回必ず現状について打ち合わせをさせていただくこととなっておりますので、必要に応じて我々事務局も同席をするなどし、いただいた意見が伝わるようにしてまいりたいと考えております。最後に3つ目のご質問、公募施設で希望がない場合どうなるのかについてです。令和元年度までは、1、2社の応募で、今まで担っていた団体がそのまま再任されることも多くございました。そういった状況をなるべくなくし、多くの応募をいただくことでサービスの向上を図る目的から、制度を改善し公募の応募数を増やす取組をはじめたところです。また希望がない場合につきましては、再度公募をする場合もございますし、臨時的に1年間同じ指定管理者に担っていただく方法など様々なケースがございます。

会長：もしよろしければ「行政力の向上」の説明に移らせていただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局から、「行政力の向上」に係る項目の説明)

事務局：基本方針2、「行政力の向上」の審議項目について、説明は以上になりますが、先ほどと同様に、審議項目について本日欠席の委員より事前にご意見をいただいておりますので、ご紹介いたします。内容としましては、実施項目25「BCP計画の推進」に関連して、リスクとして感染症と水害に焦点があたっているが、これら以外の地震や放射能、雪害、テロなどといった部分についても準備しておく必要があるのでは、というものでした。本件に関しまして、委員のおっしゃるとおり感染症や水害以外にも様々なリスクが存在しております。避難所運営訓練をはじめ、原子力防災訓練や関係機関との雪害対策連絡会議の開催など、様々なリスクに備えているところです。現状、新型コロナ禍にあり、また全国的に水害による被害が頻発化・甚大化していることから、感染症と水害に重点を置き対策をとらせていただいているところですので、ご理解いただきたいと思います。

会長：ただ今、「行政力の向上」14項目のうち審議項目5項目について説明がありました。こちらにつきまして、質疑時間を概ね20分程度とさせていただきます。質問などございましたら挙手をしてからご発言いただきたいと思います。

④委員：質問ではありませんが、行政相談委員をしている関係で、市民の方から苦情・意見をいただいております。この機会にお伝えしたいと思います。高齢化が進んできている中で、高齢の方でこちらの本庁舎まで足を運べない方が市内のサービスコーナーへ行った際に、「ここでは対応できないので本庁舎に行ってください」や「FAXしてください」と言われたそうです。よくよく考えますと、本庁舎に行けないからサービスコーナーへ来ている訳なので、「してください」ではなく、親切に色々お聴きして対処して下さるとか、そういったことをして欲しい、との苦情を受けたので、改善・対処のほど宜しくお願いしたいと思います。

事務局：委員のおっしゃる通り、サービスコーナーにいる職員については、市民の方の代行を行うという意識を持って業務にあたる必要がございますので、そういった部分については、可能な限り代わりになって本庁と連絡を取る等できるよう、担当に伝えてまいりたいと思います。

会長：これはどこの自治体にもある話で、もしこうしたことが多いようでしたら、本庁の事務を支所で出来るようにシステムを変えなければいけないでしょうし、逆に少ないのであれば、プライバシー等の問題はあるかも知れませんが、本来は支所の方が寄り添ってやっていただく必要があるかと思います。

⑤委員：26 ページの「県からの事務・権限移譲の推進」について、3 市町で合併した時のペースに比べて職員の削減が遅いのではないかという質問を以前させていただいた中で、様々な仕事量が増えているため職員が業務をこなせないとの説明があったと思います。これを見ますと、県の事務の移譲を進めているとして、県内で2位の移譲数となっております。二重行政の解消とありますが、県からの移譲によって仕事量が増え、職員を増やさなければならないように見えてしまう。これだけの移譲数となったことで、燕市民にとってこういうメリットがある、ということを具体的に示していただけますでしょうか。

事務局：26 ページで一つ例示を挙げさせていただいておりますが、「合併浄化槽の設置・使用等事務」について、今回新たに県へ移譲を申し出たところでございます。これを例にとりますと、非常に多くの申請あるいは報告のある事務でございます。具体的に申し上げますと、浄化槽の設置届や廃止届の受理が年間 540 件程度、また最も多いのは法定検査の受検報告の受理で、年間約 1 万件あるものでございます。そのほか、法定検査の関係で 160 件程度あり、この3つが大ききところとなっておりますが、それらが市の方で事務ができることで、県の方で手続きしなくても良くなるという意味から、この面においては、市民のサービス水準が向上するものでございます。

委員：今ほどの浄化槽の話について、これまで県に申請書類を出して許可を取ってから工事した、といった経験がないのですが、業者の方が代理で行っているのでしょうか。

事務局：おっしゃる通り、業者が代行して申請等行っているものとなります。

委員：そうすると、今まで業者が県とやり取りをして上手くいっていたものを、市民にとって何かすることがなかった手続きをわざわざ受けるのであれば、また仕事が増えるばかりということになりませんかでしょうか。

事務局：今、下水道が引いてある地域ではあまり馴染みがないかと思いますが、浄化槽が設置されているところでは毎年1回の法定検査が義務付けられています。この法定検査が、燕市は非常に受検率が低いという状態にあります。これは業者任せになっている部分と、県と業者の間で個人のお宅とのやり取りが行われていることが要因となっております。これからの時代、やはり環境問題というものに市としても取り組んでいかなければならない。そのためにも、事務量は増えますが、この事務を市で受け取って法定検査の検査率を上げていくことで、環境問題に取り組んでいくという姿勢をご理解いただければと思います。

会長：委員の疑念はごもっともだと思いますが、燕市に限らず自治体が職員数を減らすことが難しくなっている一つの要因として、実はこの 21 世紀に入って非常に多くの「基本法」というものが出ています。具体的に挙げれば、自殺対策基本法や、がん対策基本法、あるいは食育など様々な分野の基本法が出ておまして、そうした基本法ができますと、特に市町村は計画策定のほか、場合によってはこれまで兼務でやっていた業務が職員を一人付けないと回らなくなる、自治体の守備範囲を拡げなければならなくなってしまう。先ほどのがん対策や自殺対策など、当然昔からあったものですが、これまで自治体として正面から取り組ん

でなかったことも、特に国会で基本法ができる自治体としても今まで以上に対応せざるを得ない状況にある、という部分が大きいのではないかと思います。地方分権のところよりも、むしろその面において職員が必要になっているというのが、燕市に限らず全国の自治体を見ていてありまして、そうした側面もあるということをお伝えしておきます。

会長：もしよろしければ「職員力の向上」の説明に移らせていただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局から、「職員力の向上」に係る項目の説明)

事務局：基本方針3、「職員力の向上」の審議項目について、説明は以上になりますが、先ほどと同様に、審議項目について本日欠席の委員より事前にご意見をいただいておりますので、ご紹介いたします。男性の育児休業の取得促進について、市役所が先頭に立ってどんどん進めて欲しい、というものでした。男性が育児休業をためらう要因は、一般的に収入面の懸念や職場の雰囲気、制度の理解不足と言われております。今年度は育児休業取得者に対する給付制度の新設や男性の視点に立った「育児休業ハンドブック」を作成いたしました。私どもとしましても、現状の取得者5人に満足せず、これら新たな制度の周知と活用を図りながら、今後も男性育休の促進を進めてまいりたいと考えております。

会長：ただ今、「職員力の向上」について説明がありました。こちらにつきましても、質疑時間を20分程度とさせていただきます。それでは、質問などございましたら挙手をしてからご発言いただきたいと思います。

⑥委員：実施項目43、「ワークライフバランスの実現」について、前回質問させていただいた時は、令和2年度は男性の育休が0との回答でしたが、今回9月末時点で5名おり数字が少し伸びたので非常に良いことと思います。それに併せまして、年次有給休暇について2025年までに成果目標として概ね70%取得とされている中で、計画的にされていると思いますが、実質燕市での有給休暇の取得率は全体的にどの程度なのか教えてください。また、女性管理職の割合が3割となっており前回も非常に素晴らしいと思ったところですが、その内訳として役職ごとの比率がどのようになっているのか教えてください。

事務局：まず年次有給休暇の取得率ですが、年間20日付与して繰越があれば最大40日となり、それに対して実績値に記載しております取得日数が10日前後ですので、現状では25%程度^(※)となるかと思っております。次に女性管理職の割合ですが、管理職118人のうち37人が女性管理職であり31.4%となっております。また、37人の内訳ですが、部長職は12人中1人が女性で8.3%、課長級は36人中8人が女性で22.2%、参事は8人中1人が女性で12.5%、課長補佐は62人

中 27 人が女性で 43.5%となっております。

(※) 政府目標値：取得率 70% (2025 年) に対する R2 現状値は、繰越付与日数を除き取得率 50%程度

会長：3割まで届いていますが、もうちょっと責任のあるところに、ということでしょうか。

⑦委員：実施項目 36、「ジョブローテーションの実施」について、これまでは実績値をクリアしてきたところですが、今回実績値がかなり下回っています。反省点・改善点のところを見ましても何故これだけ悪かったのかが分からないので、その点を教えていただきたいと思います。

事務局：個々の事例になってしまいますが、今回対象の 10 人のうち数名が今年の 4 月 1 日で育児休業取得中や取得予定であり、最後の異動がかけられなかったため、実績値 60%にとどまっております。

会長：この項目について以前から気になっていたのが、ジョブローテーションというのは良い面もありますが、反面、あまりグルグル回すことが良いのか、という議論もあります。同じ部署の中、例えば税の中でも違う税目を担当すると、結果的に 5 年くらいその課にいたとしても、ひとつのジョブローテーションになるのではないかと思います。あまり「課を必ず変える」ということばかりに目が行ってしまうと、本当の意味での人材育成はどうなのかとなってしまう。もちろん分野によっても違いますし、若い人にはできるだけ色んなことを、というのも分かかりますが、その点をどのようにお考えでしょうか。

事務局：人事サイドとしましては、今おっしゃられた視点が抜けていたところで、課の間を異動した数のみの視点となっております。その点に関しまして、視点を改めて見直す必要があるかと考えております。

⑧委員：実施項目 41、「職員数の適正管理」について、令和 3 年度実績値は 3 人削減のところ 6 人削減できたということでしょうか。

事務局：目標値につきましては、これまでですと 3 人減員して 629 人を目標としていたところを、今年度「増えた方がよい指標」に改めた関係で、減員数を積み上げていく方法に変更しております。委員のおっしゃる通り、令和 2 年度の 632 人対して 6 人の減員となっております。

委員：実績値に対し評価が「◎」となっておりますが、市としては、財政面や民間活力の活用等、職員数はある程度減った方がよいとお考えなのでしょうか。

事務局：職員数については、どんどん減らせば良いということではなく、まずもって前提となっているのが、「定員管理計画」です。令和 2 年度 632 人に対し令和 7 年度に 620 人へ減員する目標があり、業務の効率化等を図りながら、減員を進めていくこととなります。ただ、反省点・改善点にも記載しておりますが、行政ニーズが高度化・複雑化し業務量が増加してきていることに加え、定年の引き上げも予定されているため、適正な職員数については今後再検討が必要と考え

ております。

委員:先ほどの事務移譲の件を考えると、職員を減らすことが矛盾していませんか、というところです。もう1点、合併する際、燕市民4万人に対して市職員が400人程度おり、当時人口100人に対して市職員1名が全国的にも適正な人員だと説明がありました。時代が変わって、先ほどの話でも国の基本法が様々出ている中で、会長にお聞きしたいのが、全国的に見て今の適正な職員数はどうなっているのでしょうか。

会長:単純に人数当たりで言い難いのは、例えば消防を直営でやっているか、といったところで変わってきます。燕市のように一部事務組合など別の組織があるか、あるいは保育園など民営化しているか、といった部分があるかないかで違ってきます。個人的な感想で言わせていただきますと、燕市の職員は結構少ない、というのが率直な感想です。全国の自治体を見ている中で、燕市はかなりスリムになってきていますが、一方で時間外勤務が多いといった部分も1つあるかと思えます。もう1つは、恐らく色々な人材の活用として、正規職員以外の人も多いのかと思えます。いずれにしても、総人件費を見ましてもそれほど多くない比率ですので、燕市は客観的に見てもかなり頑張っている、かつ無茶苦茶なことをやっている訳でもないのです、そこは大丈夫かと。だからと言って、何もしなくて良いのではなく、だからこそ皆さんから細かいところも含めてご指摘いただくことが市にとって良い意味で刺激になるものと思えます。

⑨委員:25 ページの実施項目 23「公共施設使用料・手数料・負担金等の見直し」に戻りますが、この「△」というのは、何に対しての評価なのでしょうか。また、主管課が企画財政課となっておりますが、本来公共施設は社会教育課が主になるべきでないかと思えますので、どのような基準になっているのでしょうか。

事務局:まず主管課についてですが、この使用料・手数料等につきましては各課で徴収する仕組みとなっております。使用料・手数料等につきましては、全国的に見ても一定の幅で収まるものですので、全庁的に横目で見ながら、手数料であれば、こういった事務フローで人件費やコピー代がどれくらい掛かって、というものを積み上げて試算をしていくものとなっております。今回の「△」という評価ですが、社会教育施設以外の統一基準につきましては、現在のコロナ禍で市民生活に影響が多分に及んでおり、また国の方でも生活困窮者への支援金という話も出ている中で、現在見直しを行って若干でも料金を上げていくような状況にはないのではないか、ということで実施状況のところにも記載しております。一方で、ビジョンよしだの大規模改修については、施設の大規模改修にあたり、プールの利用者やトレーニングルームの利用者において使い方が若干変わる部分もございます。それによって料金を見直す必要が生じてきたため、使用料を再設定したところでございます。全体の動きにはまだ結びついておりませんが、必要となったビジョンよしだに関しましては使用料を定めさせていただいたことから、「△」の評価とさせていただいたところです。

委員：私自身、時々公民館を利用していますが、公民館に行っている人達を見ますと一般の市民と比べて高齢でも元気でイキイキしていて、健康寿命を延ばすという意味では非常にプラスになっていると思います。一方で、以前から受益者負担と言われていますが、今利用料を見ますとほとんどが50%減免、清掃等をするると80%減免となっています。そうすると、ほとんどのサークルが80%減免となっていて、例えば1,000円を本来の料金としたときに減免により200円で利用できる。それが果たして市が目指している受益者の応分負担という目標に達しているのでしょうか。

事務局：公民館の清掃等により受けられる減免については、今ほど健康寿命の面でも非常に良いとのご指摘をいただいたところですが、使用にあたって備品や使用した机など清掃いただくことで施設も良い状態を保つことができますし、体を動かす面でも良いメリットがあるのではないかと考えております。そういった意味で、政策的に減免をしているものと考えておりますし、そうした部分と利用料の負担の適正化という部分とは同じ土俵で議論できないのではないかと。政策的な減免が適正なのか、あるいはもう少し改善すべきではないかという部分は別に議論が行われるのではないかと考えております。

委員：古い考え方も知れませんが、使用前と同じ状態にして戻すというのが利用者の責任だと思っております。清掃というのは、これしたから減免してもらえるものではなく、使わせてもらったから現状維持して返します、というのが本来の目的ではないかと思えます。

事務局：委員のおっしゃる通り、それが原理原則かと思えますので、そういった部分についても検討させていただきたいと思えます。また、もう1つの考え方として、政策的な減免によって間接的に元気な方が増えていくことで医療費が削減されるという部分と、草取り等に関しては外部に委託してやってもらうことを考えたときに、単純な減免額以上の効果があるのではないかと考えております。いずれにしても、今後ご意見を参考にさせていただきたいと思えます。

会長：このほか、全体を通してご意見・ご質問がありましたらお受けしますが、いかがでしょうか。

事務局：一点だけ補足させていただきます。先ほど委員より、ふるさと納税の活用についてもっと市民にアピールしてはどうか、とのお話をいただきました。今調べましたところ、2019年8月に広報の特集記事を出していたところでありました。ただ、2年以上前の記事となりますので、またこういった特集記事で市民に広く知らせてまいりたいと思えます。

会長：私からもこの点について一言申し上げますと、ふるさと納税について見ておりますが、上位のところのほとんどが牛や伊勢海老などの食品があるところですが、そういったものが多くないにも関わらず、これだけのふるさと納税があるというのは、市民力・企業力が燕市は非常に高いことの裏返しなのだと思います。市の

方の PR も若干控えめなのかも知れませんが、他の自治体から見て、それだけのまちだからこれだけ集まるということ。しかも、単に名産の牛に頼っているといったこともないということ、その点については高く評価できると思っていますし、もっともっと評価されるべきものと思っています。

7. その他について

会長：その他ということで、事務局の方から説明していただけますか。

(次回委員会の日程等について事務局から説明)

会長：それでは以上をもちまして、第2回目の委員会を閉会させていただきます。
ありがとうございました。